

## 通知カードの受け取りがお済みでない方へ

通知カードの初回配達が、平成27年11月までに完了しています。ご不在で受け取れなかった場合、郵便局から役場に返戻され、役場で保管しています。

通知カードの役場での保管期間は**平成28年6月30日**までです。保管期間経過後に通知カードの交付を受ける場合は、再交付扱いとなり、1枚につき500円の手数料が必要です。

通知カードはマイナンバーを確認するための書類です。年金・健康保険・介護保険・児童手当・雇用保険・税関係等の手続きが必要になりますのでお早めにお受け取り下さい。

受取場所：上三川町役場住民生活課

受取日時：平日午前8時30分～午後5時15分(木曜日は午後7時まで)

持参するもの：本人確認書類(運転免許証等)、印鑑



※本人及び同じ世帯の方の通知カードを受け取ることができます。

※別世帯の方の通知カードを代理で受け取るには、委任状が必要です。

代理人(別世帯の方)が持参するもの

- 本人の本人確認書類
- 代理人の代理権を証明する書類(委任状など)
- 代理人の本人確認書類

▶問い合わせ=住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125

## 休日・夜間に住民票等を取得するには

マイナンバーカードや印鑑登録証をお持ちの方は、役場窓口の閉庁時でも各種証明書が取得できます。

カードの種類	取得場所	取得できる日時	証明書の種類
<b>マイナンバーカード</b> 	コンビニエンスストア (全国のセブン-イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート)	午前6時30分～午後11時 (12/29～1/3を除く)	・住民票の写し (本人・同一世帯員分) ・印鑑登録証明書 (登録者本人のもの) ・所得証明書 (現年度分のみ)
<b>印鑑登録証</b>  ※かんぴょうのデザインの登録証のみ	役場自動交付機	平日 ▶午前8時15分～午後6時30分 土・日・祝日・振替休日 ▶午前8時30分～午後5時 (12/29～1/3及び11月第1土曜日を除く)	・住民票の写し (本人・同一世帯員分) ・印鑑登録証明書 (登録者本人のもの)

※証明書の手数料は1通200円です。

※印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで取得するには、住民生活課にて、マイナンバーカードに印鑑登録情報を記録する事前手続きが必要です。

※毎週木曜日(祝日・年末年始を除く)は午後7時まで住民生活課窓口の業務時間を延長しております。

▶問い合わせ=住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125

# 通知カード・マイナンバーカード Q&A



## ～マイナンバーカードの受け取り時～

**Q**：本人がマイナンバーカードを受け取りに行くことができない場合、代理人が受け取ることはできますか？

**A**：原則として申請者本人にお越しいただく必要がありますが、本人が病気、身体の障害その他やむをえない理由によりお越しになることが難しい場合に限り、代理人に受け取りを委任できます。

**Q**：マイナンバーカードを取得するとなぜ通知カードを返さなくてはならないの？

**A**：マイナンバーカードは、「①マイナンバーの確認」と「②本人確認」の両方を兼ねていますが、通知カードは「①マイナンバーの確認」を行うためのみにつくられるカードなので、マイナンバーカードがあれば、通知カードは必要なくなります。また、国の法令の規定により、マイナンバーカード取得の際は、通知カードを返納していただき、市区町村で廃棄することとされています。

**Q**：通知カードを紛失した場合はどうするの？

**A**：マイナンバーカードの受け取りの際に、「通知カード紛失届」を記入していただきます。自宅の外で紛失された場合は、警察署に遺失届をしていただく必要があります。

**Q**：マイナンバーカードの暗証番号は窓口の職員に知られてしまうの？

**A**：マイナンバーカードの暗証番号は、原則、本人に入力していただきますので、窓口の職員が知ることはありません。なお、法定代理人(親権者や成年後見人の方など)以外の代理人の方が窓口で手続きを行う場合など、一定の場合には窓口の職員が暗証番号を入力することとなりますが、職員には守秘義務があること、また、万が一職員が暗証番号を把握したとしても、マイナンバーカードそのものがなければカードの利用はできないことから、悪用される心配はありません。

## ～カードの記載事項に変更があった時～

**Q**：通知カードやマイナンバーカードの内容に変更があったときはどうするの？

**A**：引っ越しなどで住所が変わるときは、住民票異動の手続きの時に、通知カードかマイナンバーカードと一緒に窓口へ提出して、記載内容を変更してください。

▶問い合わせ＝住民生活課 総合窓口係 ☎(56) 9125

## パブリックコメントの 実施結果について

### ○上三川町行政改革大綱(案)

限られた行政資源で質の高いサービスを将来にわたり提供するための指針である「上三川町行政改革大綱(第5期)」について、平成28年1月12日(火)～平成28年2月12日(金)にパブリック・コメントを実施しました。

その結果、意見等はありませんでしたので、お知らせします。

### ▼問い合わせ先

企画課 政策調整係

☎(56) 9118

### ○上三川町公営住宅等長寿命化計画(案)

上三川町公営住宅の予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ることを目的として、平成22年度に策定しました「上三川町公営住宅等長寿命化計画」について、5年を経過することから見直しをまとめ、平成28年2月8日(月)～平成28年3月9日(水)にパブリック・コメントを実施しました。

その結果、意見等はありませんでしたので、お知らせします。

### ▼問い合わせ先

建築課 計画係

☎(56) 9145